

平成 2 2 年 6 月 2 日

法務大臣 千 葉 景 子 殿

司法試験委員会委員長 高 橋 宏 志

司法試験予備試験における試験科目の範囲について（答申）

平成 2 2 年 4 月 2 0 日付け諮問第 5 号を受け，司法試験予備試験に関し，短答式及び論文式による筆記試験並びに口述試験の試験科目の範囲を定める法務省令の制定の要否及びその内容について審議した結果を，次のとおり答申する。

司法試験法第 5 条第 5 項の規定に基づき法務省令により定める範囲は，短答式及び論文式による筆記試験の商法について，商法（明治 3 2 年法律第 4 8 号）第 3 編海商に関する部分を除いた部分とするのが相当である。